

平成 31 年度入札制度の変更について

1 変更の概要

予定価格の公表時期を原則事後公表とし、案件によっては各課の判断で事前公表ができる運用とする。（運用については非公表）

入札方法は、事前公表は郵送入札、事後公表は会場直接入札を原則とする。

2 予定価格の公表の方法

- ① 事前公表する場合は、入札公告で公表。
- ② 事後公表する場合は、入札調書の写しを落札者決定後に公表。

3 郵送入札実施要領の一部改正

随意契約等の事後公表案件で郵送入札を実施する場合、再度入札が可能となる要領に一部改正する。

（1）主な改正点

- ① 市内業者以外の業者が入札に参加する場合の物品、物品の賃貸借及びその他業務委託についても郵送入札ができる規定を追加。
- ② 再度入札が可能な規定を追加。

（2）再度入札

工事及び工事関連業務委託の事後公表の案件、並びに、物品、物品の賃貸借及びその他業務委託の案件で、1 回目の開札において、予定価格の制限の範囲内（かつ低入札価格調査制度の対象となる工事及び工事関連業務委託の場合、失格数値基準以上）での入札がない場合、1 回に限り再度入札を行う。

① 再度入札の方法

- ・ 再度入札の開札日時は 1 回目の開札日の概ね 5 日後以内（祝日・休日を除く）に実施する。
- ・ 1 回目の開札において有効な入札者に対しては、再度入札を行う旨及び 1 回目の有効最低入札価格を F A X により通知する。
- ・ 1 回目の開札において無効・失格等の入札者に対しては、再度入札に参加する資格を有しない旨を F A X により通知する。

- ・ 再度入札を通知された場合は、開札日の前日（祝日・休日の場合は、その前の開庁日）までに1回目の入札と同様に郵送するか、直接持参してください。

（持参は再度入札に限ります）

② 予定価格書の取り扱い

1回目の入札が不調となった場合の予定価格書は、職員が封筒に封かんし、開札立会人の印鑑またはサインにより封印する。

③ 辞退の取扱い

再度入札を辞退する場合は、再度入札の開札日の前日（祝日・休日の場合は、その前の開庁日）までに「入札辞退届」を契約検査課まで郵送（書留）又は持参のいずれかの方法により提出してください。